

連載：第 38 回 亀ちゃんにも言わせてよ！

社会の包容力はどこへ

警察まかせなの？

「小学生万引き 警察まかせ」と大きく見出しがあったのは、5 月 23 日付朝日新聞朝刊の生活面でした。その記事によれば、「警察庁によると、万引きで補導された 14 歳未満の子どもの数を 10 年前から見ると、98 年の約 1 万 4700 人をピークにほぼ毎年減り、6 年で 4 割減った。しかし小学生は 02 年から増え始め、3 年で 2 割増え 04 年は約 2800 人だった」となっています。気になったので警察庁の「平成 17 年の犯罪情勢」を見ました。触法少年の万引き補導人員は記事の通り 98 年をピークに減少傾向が見られますが、02 年以降も減少し続けていました。触法少年には中学 1 年と 2 年の誕生日前までの子どもも含まれるので、「小学生だけなぜ」との思いをもって記事を読み進みました。小学生による万引きの実数が増えているのか、暗数が統計に出てきたのか。

万引きの被害にあったお店の声として、広島の本店長・福岡のスーパー店長・東京のコンビニ店長へのインタビューの内容が載っています。

書店店長によれば、「小学校 3 年以上の万引きを見つけたら、迷わず交番に行く。『親を呼ぶのが怖いんです』と」。その店長も 5 年ほど前までは保護者に連絡していたということです。だが、迎えにきた父親に「金を払えばいいんだろう」とか「コミック 1 冊で親に土下座しろというのか」などと逆に怒鳴られるなど嫌な思いをしたそうです。また、ほとんどの子どもが棒読みするように謝りの言葉を言うだけだったことから、知人の小学校長に勧められ、警察に届け出るようになったようです。

スーパー店長によれば、「昨年従業員向けのマニュアルを作った。子どもの万引きを見つけたら、話を聞いたり、説教したりせず、すべて警察に通報する。身元引受人が謝罪に来るよう警察から伝えてもらうなど」とし、「親から『たかがそれくらいで』と何度言われたかわからない。共稼ぎの両親に連絡がつかず、学校の先生に来てもらったら、親から『個人情報をもらした』と責められた。だから、もう警察に任せることにした」ということです。

コンビニ店長は、「小学生の万引きで警察に通報したことはない。『自分が小学生なら、いきなり警察に連れて行かれたらショックだよ』」と言っています。この店長は保護者に連絡した後、親子そろってから説教して代金をもらって帰すということです。そし

て、「店を出た後、子どもを交番に連れて行った父親もいた」と。(お店の人が帰したのに親が交番に連れて行くの...びっくり！)

何やら社会では「万引き即警察へ」という流れが増えているのでしょうか。この記事では、埼玉県万引き防止推進協議会の 04 年調査として、「県内のコンビニやスーパーなど約 1700 店に万引き発見時の対応についてアンケートしたところ、約 2 割の 335 店が小学生でも警察に連絡していると答えた」とあります。はじめに述べたように統計上小学生の万引きが増えているのはこうした流れによって暗数だったものが表に現れたことも関係しているのではないのでしょうか。

さて、みなさんが万引き被害にあったお店の人だったらどう対応しますか。警察まかせにしますか。それとも、本人を諭したり保護者に働きかけたりしますか。

厳しさ？

今問題になっている少年改正についても言えることですが、このところ少年非行について、ずいぶんと警察が積極的に、かつ前面に押し出てこようとしているように思えます。各地で警察は地域との連携として非行対策や非行防止活動を主導的に行い、地域の組織的なボランティアを活用しようとしています。この記事にも「3 年ほど前から子どもの万引き防止への取り組みが東京や広島、福岡など各地に広がっている。警察や地元商店などが協力して、店内の配置や客への声かけなど万引きしにくい店のモデル基準を定めたり、発見時には警察に通報するようよびかけたりしている」とあります。なるほど万引きしにくい環境作りという点では警察のアドバイスは必要でしょう。しかし、成長過程での様々な背景のなかで起こる少年非行に、あくまでも犯罪捜査機関であり、カウンセリング機関でもなければ教育機関や福祉機関でもない警察が前面に出てくる必要があるのでしょうか。ましてや、窃盗といっても万引きといわれるものは多くは比較的軽微なものであり、それらを一律に、いきなり警察による対応が必要なものなのでしょうか。

また、NPO 法人「全国万引犯罪防止機構」事務局長のこのようなコメントも記事にありました。「店だけの対応ではもう限界。重大な犯罪に発展するのを防ぐためにも、警察に連絡する厳しさが必要だ」

というものです。たしかに、被害に遭うお店のなかには閉店を余儀なくされる場合もあるとの話を聞いたこともあります。しかしながら、警察に連絡することが「厳しい」対応なのでしょうか。厳しい対応とは、本人に自分自身(やったことも含めて)と向き合わせることで、やったことの結果を理解させることではないのでしょうか。どんなに懲らしめたところで、本人が自分と向き合ってやったことの結果を理解できなければ、肉体的・精神的に苦痛を与えるだけで、本人に真の反省という機会は訪れないと思います。

それに、懲らしめ(罰)はやむを得ない場合の最終手段であり、安易に頼るべきではないと思います。

社会の力で

しかしながら、現実の被害に遭っているお店に我慢しろとは言えません。万引きしにくいお店の環境作りだけでなく、家庭・学校・地域の子も関係機関などによる万引き防止の教育・指導も繰り返し行うべきでしょう。その際、少年非行について保護者への啓発活動も行うべきかもしれません。新聞記事にあるような問題ある態度の保護者も少なくないような気がします。本人のために親としてどのような態度がより良いものか考えていただきたいです。そして、万引きなどの比較的軽微な非行を発見した場合の対応を、「即警察」対応ではなく、他のとり得る手段を模索して、商店会などと連携して地域全体でどうするか考えていただきたいものです。社会全体で子どもたちを見守るように包んであげましょう。他人(警察)まかせでは、私たちの思いは子どもたちに伝わりませんよ。

亀山憲一 [会員・フリーで活動中の法学研究者
(犯罪学・刑事法)]